令和７年度
泉佐野市
財政健全化審査意見書
公営企業会計経営健全化審査意見書

泉佐野市監査委員

令和７年度泉佐野市財政健全化審査意見
令和７年度泉佐野市公営企業会計経営健全化審査意見

目　　次

令和７年度泉佐野市財政健全化審査意見

第１　審査の対象 ---------- ２頁

第２　審査の期間 ---------- ２頁

第３　審査の方法 ---------- ２頁

第４　審査の結果 ---------- ３頁
　１　総括意見 ---------- ３頁
　２　個別意見 ---------- ３頁
　３　むすび ---------- ４頁

令和７年度泉佐野市公営企業会計経営健全化審査意見

第１　審査の対象 ---------- ６頁

第２　審査の期間 ---------- ６頁

第３　審査の方法 ---------- ６頁

第４　審査の結果 ---------- ６頁
　１　総括意見 ---------- ６頁
　２　個別意見 ---------- ６頁
　３　むすび ---------- ７頁

泉 佐 監 第 ６ ３ 号
令和８年８月１４日

泉佐野市長　　千代松　大耕　様

泉佐野市監査委員　　竹野　裕一
同　　中藤　大助

令和７年度泉佐野市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により審査に付された、令和７年度泉佐野市実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

令和７年度　泉佐野市財政健全化審査意見

第１　審査の対象

１　令和７年度健全化判断比率

⑴　実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計に想定企業会計を加えた会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

⑵　連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

⑶　実質公債費比率

公営企業の元利償還金に対する繰入金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金等を含めた、一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する比率。なお、利用する比率は単年度でなく３ヵ年平均を用いることとされている。

⑷　将来負担比率

一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

２　１の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年６月１０日から同年８月４日まで

第３　審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第４　審査の結果

１　総括意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

２　個別意見

（単位：％）

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	― （△0.91）	― （△1.32）	12.03	20.00
② 連結実質赤字比率	― （△8.07）	― （△7.07）	17.03	30.00
③ 実質公債費比率	7.2	7.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	― （△26.9）	― （△17.3）	350.0	

⑴　実質赤字比率

当年度の一般会計等の実質収支は前年度に引き続き黒字を維持したため、実質赤字比率は、数値なし（負の値）となっている。また、実質収支額は3.3億円から0.9億円減少し、2.4億円になったこと等により、当年度の計算上の比率は、前年度より0.41ポイント増加し、マイナス0.91％となっている。

⑵　連結実質赤字比率

当年度の一般会計の実質収支は前年度に引き続き黒字を維持し、一般会計以外の水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険事業特別会計等についても黒字を維持したことから、連結実質赤字比率は、数値なし（負の値）となっている。また、連結実質収支額は、前年度の17.6億円から3.3億円増加し、20.9億円となったこと等により、当年度の計算上の比率は前年度と比較して1.0ポイント減少し、マイナス8.07％となっている。

⑶　実質公債費比率

当年度の実質公債費比率（３ヵ年平均）は7.2％で、前年度と比較して0.1ポイント上昇している。この比率は、直近３年間の単年度の実質公債費比率の平均値をもって算出することから、令和７年度決算と令和６年度決算を比較する場合、令和４年度と令和７年度の単年度の実質公債費比率の差が影響する。このことから、令和４年度と令和７年度の比率を比較すると令和４年度が7.4％、令和７年度が7.6％と、令和７年度の方が0.2ポイント高くなっている。これは、算定式の分子となる額が2.3億円増加しているもので、元利償還金等で2.3億円減少し、それを上回る、控除される公債費への交付税算入で4.5億円減少したこと、また、分母となる額のうち、臨時財政対策債発行可能額で6.6億円減少する一方、標準税収入額で18億円、普通交付税額で6.5億円増加し、控除される公債費への交付税算入で4.5億円減少したこと等によるものである。

⑷　将来負担比率

当年度の比率は、数値なし（計算上△26.9％）で、前年度と比較して9.6ポイント改善している。これは、分子となる額が前年度と比較して23.9億円の減少となったことで、減少となったものである。

主な要因は、地方債の新規発行の抑制と繰上償還などにより、地方債の残高が13.1億円、退職手当負担見込額で1.6億円、土地開発公社の負債が0.1億円それぞれ減少したことや、充当可能財源となる基金残高が13.7億円増加したことなどによるものである。

３　むすび

当年度も、算定結果については、各指標とも早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営が行われている。しかしながら、地方債残高は減少しているものの依然として多額であるため、今後も公債費負担の抑制に努められたい。

物価及び賃金の更なる上昇がみられるなか、今後も厳しい状況が続くと見込まれるが、引き続き健全化への取り組みとともに、計画的かつ安定した財政運営の継続を望むものである。

泉 佐 監 第 ６ ４ 号
令和８年８月１４日

泉佐野市長　　千代松　大耕　様

泉佐野市監査委員　　竹野　裕一
同　　中藤　大助

令和７年度泉佐野市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された、令和７年度公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

令和７年度　泉佐野市公営企業会計経営健全化審査意見

第１　審査の対象

以下の公営企業ごとに算定した資金不足比率（当該年度の資金不足額の事業規模に対する比率）及び算定の基礎となる事項を記載した書類

地方公営企業法適用企業　：　⑴　水道事業
⑵　下水道事業

第２　審査の期間

令和８年６月１０日から同年８月４日まで

第３　審査の方法

審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第４　審査の結果

１　総括意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

２　個別意見

⑴　水道事業（地方公営企業法適用企業）　（単位：％）

比　率　名	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

当年度の水道事業会計における資金剰余額は970,555千円となり、前年度と同様、資金不足がないことから、資金不足率は生じていない。

⑵　下水道事業（地方公営企業法適用企業）　（単位：％）

比　率　名	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

当年度の下水道事業会計における資金剰余額は 670,721 千円となり、前年度と同様、資金不足がないことから、資金不足率は生じていない。

3　むすび

水道事業、下水道事業ともに資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については、経営健全化基準を下回っており良好な状況である。

経済が緩やかながらも回復しつつあるとはいえ、世界情勢等の影響もあり人件費や資材費などの物価が以前にも増して上昇しており、今後も厳しい経営環境が続くと見込まれる。

今後においても、引き続き健全化への取り組みとともに、計画的かつ効率的な財政運営の継続を望むものである。